

宮津与謝環境組合議会会議録

令和7年第1回（2月）定例会

宮津与謝環境組合議会

令和7年 第1回 宮津与謝環境組合議会定例会議事速記録 目次

会期 1日間（2月18日）

1 付議事件一覧	1
1 出席議員氏名	2
1 欠席議員氏名	2
1 説明のため出席した者の職氏名	2
1 議事日程	2
◎ 河原議長の開会宣言	3
※ 日程第1 議席の指定	3
※ 日程第2 諸報告	3
※ 日程第3 会議録署名議員の指名	3
※ 日程第4 会期の決定	3
※ 日程第5 議第1号 監査委員の選任について	4
○ 城崎管理者の提案理由説明	4
（質疑なし・討論なし）	
1 議第1号	4
※ 日程第6 議第2号 公平委員会委員の選任について	4
○ 城崎管理者の提案理由説明	5
（質疑なし・討論なし）	
1 議第2号	5
※ 日程第7 組議第1号 宮津与謝環境組合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について	5
◎ 松山議員の提案理由説明	5
（質疑なし・討論なし）	
1 組議第1号	6
※ 日程第8 議第3号 宮津与謝環境組合個人情報保護法施行条例の一部改正について	6
○ 居村事務局長の提案理由説明	6
（質疑なし・討論なし）	
1 議第3号	6
※ 日程第9 議第4号 令和6年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算（第1号）	6
○ 居村事務局長の提案理由説明	7
◎ 今井議員の質疑	7
○ 居村事務局長の答弁	7
◎ 今井議員の再質疑	8
○ 居村事務局長の答弁	8

◎ 野村議員の質疑.....	9
○ 居村事務局長の答弁.....	9
◎ 野村議員の再質疑.....	10
○ 居村事務局長の答弁.....	10

(討論なし)

1 議第4号..... — 原案可決 —	10
※ 日程第10 議第5号 令和7年度宮津与謝環境組合一般会計予算	10
○ 居村事務局長の提案理由説明.....	10
◎ 今井議員の質疑.....	12
○ 居村事務局長の答弁.....	12
◎ 今井議員の再質疑.....	13
○ 居村事務局長の答弁.....	13
◎ 坂根議員の質疑.....	14
○ 居村事務局長の答弁.....	14
◎ 坂根議員の再質疑.....	15
○ 居村事務局長の答弁.....	15
◎ 坂根議員の再々質疑.....	15
○ 居村事務局長の答弁.....	15
◎ 松本議員の質疑.....	15
○ 居村事務局長の答弁.....	16
◎ 山根議員の質疑.....	16
○ 居村事務局長の答弁.....	16
◎ 宇都宮議員の質疑.....	17
○ 居村事務局長の答弁.....	17
◎ 野村議員の質疑.....	18
○ 居村事務局長の答弁.....	19
◎ 野村議員の再質疑.....	20
○ 居村事務局長の答弁.....	21
◎ 野村議員の再々質疑.....	22
○ 居村事務局長の答弁.....	23

(討論なし)

1 議第5号..... — 原案可決 —	24
※ 日程第11 一般質問.....	24
◎ 河原議長の開会宣言.....	24

令和7年 第1回(2月) 定例会付議事件一覧

会期 1日間(2月18日)

事件番号	件名	議決年月日	議決結果
議第1号	監査委員の選任について	7.2.18	同意
議第2号	公平委員会委員の選任について	7.2.18	同意
組議第1号	宮津与謝環境組合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について	7.2.18	原案可決
議第3号	宮津与謝環境組合個人情報保護法施行条例の一部改正について	7.2.18	原案可決
議第4号	令和6年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算(第1号)	7.2.18	原案可決
議第5号	令和7年度宮津与謝環境組合一般会計予算	7.2.18	原案可決

令和7年第1回 宮津与謝環境組合議会定例会議事速記録

令和7年2月18日(火) 午後1時30分 開会

◎出席議員(10名)

河邊新太郎	野村生八	松山義宗
宇都宮綾	河原末彦	宮崎有平
今井浩介	山根朝子	坂根栄六
松本隆		

◎欠席議員 なし

◎議会担当職員

事務局主幹 杉本政也 主任 上林大志

◎説明のため出席した者の職氏名

管理者(宮津市長)	城崎雅文	副管理者(伊根町長)	吉本秀樹
副管理者(与謝野町長)	山添藤真		
事務局長	居村真	事務局次長	谷口直樹
監査委員	中村明昌		

◎議事日程

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 諸報告
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議第1号 監査委員の選任について
- 日程第6 議第2号 公平委員会委員の選任について
- 日程第7 組議第1号 宮津与謝環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議題3号 宮津与謝環境組合個人情報保護法施行条例の一部改正について
- 日程第9 議第4号 令和6年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議第5号 令和7年度宮津与謝環境組合一般会計予算
- 日程第11 一般質問

〔河原議長 起立〕

○議長（河原末彦） 開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和7年第1回（2月）宮津与謝環境組合議会定例会が招集されましたところ、議員並びに理事者の皆さんには、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、昨年は、年始早々の能登半島地震や9月の豪雨災害、また、全国的に長期間にわたる猛暑が続くなど、一段と自然の猛威や気候変動などを意識する年となりました。

また、ウクライナ紛争などの海外情勢の緊迫などの影響も受けて、様々な物価が高騰するなど、生活や産業などに大きな影響を与えたところです。

こうした中で、宮津与謝クリーンセンターは、安定的な運転に努力いただいているところですが、引き続き安全で安心な施設運営に万全を期していただくことを強く願う次第です。

さて、本定例会は、今後も、1市2町の住民生活に極めて重要な当施設の運営に係る新年度予算等、重要な議案について御審議をいただく会議であります。ここに提案されております議案につきまして、慎重な審議を賜りますとともに、議会の運営が円滑に運びますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

〔河原議長 着席〕

○議長（河原末彦） 只今から、令和7年第1回（2月）宮津与謝環境組合議会定例会を開催し、直ちに本会議を開きます。

○議長（河原末彦） 日程に入るに先立ち、ここで新たに宮津与謝環境組合議会議員に選出されました議員を御紹介申し上げます。

去る令和6年11月7日の与謝野町議会臨時会において、新たに宮津与謝環境組合議会議員として今井浩介さんが選出されましたので、御紹介申し上げます。

○議長（河原末彦） 日程第1 「議席の指定」を議題といたします。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、配布しております議席表のとおり議長において指定いたします。

○議長（河原末彦） 日程第2 「諸報告」であります。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、一般会計の令和6年度10月分、11月分、12月分及び1月分の例月出納検査結果報告書が提出されており、原文は環境組合事務局に保管しておりますので、随時御覧おきを願います。

○議長（河原末彦） 日程第3 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により今井浩介さん、山根朝子さんを指名いたします。

以上のお二人に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。

○議長（河原末彦） 日程第4 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 異議なしと認めます。会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（河原末彦） 日程第5 議第1号を議題といたします。

提案理由の説明を願います。城崎管理者。

〔城崎管理者 登壇〕

○管理者（城崎雅文） 本日は、令和7年第1回の宮津与謝環境組合議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には、何かと御多用の中を御出席をいただき厚くお礼申し上げます。

先ほど、議長から御紹介のありました与謝野町議会から選出されました議員におかれましては、1市2町の生活環境の保全に不可欠な基盤施設である宮津与謝クリーンセンターの円滑な運営に対しまして、格別のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、宮津与謝クリーンセンターは、令和4年2月の再稼働以降、安定した運転を継続しているところです。しかしながら、令和3年の事象発生の教訓を十分に踏まえ、今後においても再発防止の徹底による安定した運転を継続していくことで、信頼を積み重ねてまいりたいと考えております。御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、只今議題となりました議第1号「監査委員の選任」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本組合の監査委員は、地方自治法及び本組合規約により定数は2名で、1名は識見を有する者から、もう1名は組合議員のうちから選任することとされております。識見を有する監査委員につきましては、現在就任いただいております中村明昌さんの任期が、本年5月19日で満了いたしますことから、その後任として、宮津市の代表監査委員であります尾崎吉晃さんを選任させていただきたいと存じます。尾崎さんは、高潔な人格に加え、宮津市監査委員（識見を有する者）に就任されており、その優れた識見は、監査委員として、適任であると考えております。

御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（河原末彦） これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本件に対し、反対その他の御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第1号を採決いたします。お諮りいたします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 異議なしと認めます。本件は、同意することに決しました。

○議長（河原末彦） 日程第6 議第2号を議題といたします。

提案理由の説明を願います。城崎管理者。

〔城崎管理者 登壇〕

○管理者（城崎雅文） 只今議題となりました議第2号「公平委員会委員の選任」について提案理由の御説明を申し上げます。

公平委員会の委員は、地方自治法及び地方公務員法の規定により、定数は3名、任期は4年と定められておりますが、その内、山田敏和さんの任期が来る5月19日で満了となります。山田さんは、平成25年の組合設置時から3期続けて御就任いただいておりますが、このたびの任期満了に伴い、委員を退任される旨の申し出がありました。山田さんの後任として、泉良悟さんを公平委員会委員として選任させていただきたく、議会の同意をお願いするものであります。泉さんは、高潔な人格に加え、伊根町公平委員会委員長として御活躍されるなど、その優れた識見は、本組合の公平委員として適任であると考えております。任期は、令和7年5月20日から4年間でございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河原末彦） これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本件に対し、反対その他の御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第2号を採決いたします。お諮りいたします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 異議なしと認めます。本件は、同意することに決しました。

○議長（河原末彦） 日程第7 組議第1号を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を願います。 松山義宗さん。

〔松山議員 登壇〕

○議員（松山義宗） 只今議題となりました組議第1号「宮津与謝環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正」につきまして、提案者を代表し、提案理由の御説明を申し上げます。

議案参考資料3ページも併せて御覧ください。令和3年5月19日に公布されました「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において、「個人情報の保護に関する法律」の改正により、地方公共団体は同法の適用となりましたが、議会は改正法の適用対象外となることから、法趣旨を踏まえ、自律的に議会の個人情報の適切な取扱い確保と個人の権利・利益を保護するため、議会独自の個人情報保護条例を令和5年に制定したところであります。

今回の条例改正は、提案の趣旨・目的に記載のとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「番号利用法」の改正、並びに刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行などを受けて、所要の改正を図るものです。改正内容は、番号利用法の改正で新たな条項新設に伴い、本条例への引用条項の繰下げが生じたことなどに係る所要の改正、また、刑法等の改正により「懲役及び禁錮」が廃止され、新たに「拘禁刑」が創設されることに伴い罰則規定の改正を図るものです。施行については、番号利用法に係るものは令和7年4月1日か

ら、また、刑法等に係るものは令和7年6月1日としており、いずれも改正法に係る施行日としております。

以上、誠に簡単ではございますが、議員の皆さんの御賛同をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（河原末彦） これより質疑に入ります。御質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。本件に対し、反対その他の御意見はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。
組議第1号を採決いたします。本件は原案の通り決することに賛成の皆さんは起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○議長（河原末彦） 起立全員であります。本件は原案のとおり可決されました。

○議長（河原末彦） 日程第8 議第3号を議題といたします。
提案理由の説明を願います。 居村事務局長。

〔居村事務局長 登壇〕

○事務局長（居村真） 只今議題となりました議第3号「宮津与謝環境組合個人情報保護法施行条例の一部改正」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案参考資料10ページも併せて御覧願います。

今回の一部改正につきましては、先ほどの組合議会の個人情報保護条例の一部改正と同じく、刑法等の一部を改正する法律の施行等により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることから、本条例の罰則規定について、所要の改正を図るものでございます。施行日は、令和7年6月1日でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河原末彦） これより質疑に入ります。御質疑はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。本件に対し、反対その他の御意見はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。
議第3号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（河原末彦） 起立全員であります。本件は原案のとおり可決されました。

○議長（河原末彦） 日程第9 議第4号を議題といたします。
提案理由の説明を願います。 居村事務局長。

〔居村事務局長 登壇〕

○事務局長（居村真） 只今議題となりました議第4号 令和6年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、今回の補正の趣旨でございますが、令和5年度の歳入歳出決算における差引残額及び歳出科目における増減を受けて、令和6年度の歳入歳出予算額を整理しようとするものでございます。なお、説明は補正予算書等で申し上げますが、議案参考資料の13ページ、補正予算の概要も参考添付しております。それでは、事項別明細書4ページから御覧ください。

今回お願いしております補正予算は、歳入歳出とも725万8千円を減額し、予算の総額を5億8,805万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、まず、5ページの歳入を御覧ください。1款 分担金及び負担金は3,607万1千円の減額で、後ほど御説明いたします繰越金収入の補正及び歳出予算の減額等に伴いまして、市町分担金を説明覧に記載の内訳で減額するものでございます。

次に、3款 繰越金は2,881万3千円の増額で、令和5年度の決算剰余金の確定によるものでございます。

次に、6ページの歳出でございます。2款 総務費は84万7千円の増額で、各構成市町において令和6年人事院勧告に準じて給料表が改定されたことにより、当組合に派遣されている職員の人件費が増加することに伴うものでございます。

次に、3款 衛生費は810万5千円の減額で、宮津与謝クリーンセンターの運營業務委託料を減額するものです。これは、運營業業者と締結しております契約書において契約条件の見直しを協議できる条項がございまして、運營業業者との折衝を重ねた結果、令和6年度分から減額適用となったことに伴うものでございます。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河原末彦） これより質疑に入ります。御質疑はありますか。今井浩介さん。

○議員（今井浩介） それでは補正予算第1号につきまして、少し確認だけさせていただきますと思います。今御説明がありましたけれども、まず歳入に関しまして分担金が3,600万円の減というのは、いわゆる分担金の回収額が増えたのでそれを繰越金の方にもっていくということなのか、3,600万円の減額になった理由をおしえていただきたいのと、歳出につきましては、先ほどのじん芥処理費810万減。これも契約条件を折衝した結果ということですけど、この間どういった契約条件をどのように協議をされた結果なのかもう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） まず、1点目の分担金3,600万円の減額でございます。これにつきましては、令和5年度の繰越金が説明欄に記載のとおり2,981万3千円で確定したということで、当初予算額としては100万円であったのですが、その部分の金額が確定したのでその収入が増えたということでございます。そして、また歳出の方ですと、後ほど説明させていただきますが、衛生費の方が減額、一方で人件費の部分が増額ということ

で差引き725万8千円が減額になると。合わせた金額が分担金の引下げの方に回せるというような形でございます。ですので、まずこういった収入なり、歳出の減というところの影響で分担金の方を下げることが出来たということで御理解をいただきたいということでございます。

2点目でございます。810万円がこういった形での詳細説明ということで御質問をいただきました。まず、運営事業者と締結しております契約書において、一定期間ごとに契約条件の見直しが協議できるという条項がございます。今回安定稼働となった令和4年から5年にかけて、施設の年間廃棄物の処理能力の状況や90日間の安定連続運転の状況確認及び用役使用量、これにつきましては、薬品費とか水道使用量とか各設備ごとの電気使用量など広い範囲のものでございますが、状況確認を行ったところでございます。この内、用役使用量において、薬品類は当初の施設の設備設計値よりも実使用量が多い項目が多く、また水道使用量は設計値とほぼ同等、そして電気使用量もそれぞれの区分がございますが、焼却系などについてはほぼ設計値と同等程度となっていたところでございます。ただし、ごみ処理設備以外の建築消費電力について、設計値よりも低い使用状況ということがございまして、これら全体を包含して運営事業者と折衝を重ねた結果、この建築消費電力について実態値に即した見直し合意ができて、今回相当額の減額が図れたというところでございます。そして、この協議の前提となる実稼働の数値につきましては、当初運営を開始してから複数年、一定稼働しないとそういった使用状況が出てきませんので、ということの中で令和4年から5年分の使用量の状況を踏まえて、その数値と比較して協議を行ってきたというところで、その分で6年度から適用をするというような形態になったものでございます。ちなみに今回の協議項目の中には、先ほど御説明させていただきましたように、設計値よりも実使用量が多い項目もいくつかございまして、また、運営事業者の施設運営に対する効率化努力やインセンティブの在り方と様々な論点があった中で、環境組合事務局としては、結果として優良な合意が図れたというように理解をしています。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（河原末彦） 今井浩介さん。

○議員（今井浩介） 歳入の方は、理解をさせていただきました。歳出の方でもう少しだけお聞きするのですが、今契約条件を折衝していった結果ということで縷々説明をいただいたのですが、例えば事務局としては5億4,112万7千円と補正をかけたあとの金額がありますけれども、例えば全体的なバランスであったり、その時の使用であったりで大分変動はあるかもしれませんが、どこまで減らしていきたいとか、今後はどういうふうな折衝をしていくんだというような、先のことというのは何を指して折衝されているのか。そのあたりの目標数値であったりとか、そういうのは持っておられるのでしょうか。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） これは目標数値といいますよりも、特に今回の用役費の当初これくらい使うだろうという設計値で契約の部分をうっておりますので、実使用状況との比較と

ということで、必ずしも設計値と実使用量が一致しない。これも幅によって多少上、多少下ですと、そういうところは包含してこのまま行きましようということがありますが、一定の乖離があるというところの部分については、見直しをお願いするというか交渉するというところの中で、建築消費電力については、その部分で下げることで合意が得られたということでございます。それ以外に、先ほど申しましたように用役費でも、かなり使用量が高くなっているところもいくつかある中で、その部分で増額要求という可能性もあったわけですが、いろいろと縷々交渉する中で、何とかこういった形で一致点を見いだせたということで御理解いただきたいと思います。特に目標値というよりも実使用状況というところの中での合意というところで御理解いただきたいと思います。

○議長（河原末彦） 他に御質疑はありませんか。野村生八さん。

○議員（野村生八） 先ほど今井議員から質問があった、同じ契約条件の見直しの内容について質問します。この交渉をされたのは、どういうメンバーの方でされたのか。一定のものを事務局でした上で、最終的にどなたかが入って交渉されて判断されたのか。そういうところはどういう風になっているのか。

それから、先ほど聞いている中では、例えば修繕費などの項目というのはどうなのかなど。見えなかったのですが、予算の中で修繕費がどのように、委託費の中での予算で修繕費がどのように盛られていて、それが実際にはどうだったのかということについても一定なのかどうかという。

それから、一定のこの予算、この後予算が出てくるわけですが、今後20年でしたかね、契約に関わって予算を計上するときは、そういうものを含めてその年度ごとに予算というものは変わっていくものなのか、契約に基づいて一定もう委託費というものはある程度固まっていっているものなのか、その辺の今後の見通しはどのようなふうな、受止めたらいいのか。3点ほどお聞きいたします。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） まず、1点目のメンバーというか交渉のあれですけども、これは私ども事務局で対応させていただいたというところでございます。また、この交渉にあたる内容につきましては、環境組合の方で設置しておりますモニタリング委員会、専門の委員さんがいらっしゃるんですけども、そちらのモニタリング委員会の方に、こういった内容で交渉にあたりたいということで、提示をさせていただいた、その部分で一定御了解をいただいた後、事務局として交渉にあたったというところでございます。

それから、修繕費の関係でございましたが、この部分については、実際の契約というところで大まか決まっているということがございます。また、この部分については、実際のその年にどれくらい修繕費がかかろうとも、その金額の中でこちらとしてはお支払いをして、あちらとしては、当初想定外の修繕が発生しようとも対応していただくというような項目になっておりまして、今回の比較対象というところの部分には入ってございません。修繕費については特に入っていないということで、御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、契約自体の内容ということで御質問がありました。基本この委託料のベースというのは、平成28年4月に締結をしました大枠の委託契約金額、そこに基づいて、その中の各年度間の内訳の金額というのがベースでございます。基本は、そこはベースでございます、それに物価変動とかそういったものが別途加味されるというのが大元のベースで、その中で一部こういった、その中の用役使用量とか協議項目という中で交渉してその部分が調整が図れる場合があるというところの形になっておりますので、基本ベースは当初締結した委託契約の内容に沿ったものということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（河原末彦） 野村生八さん。

○議員（野村生八） モニタリング委員会に、今回この内容でという提起をした上で交渉にあられたということですが、今回の交渉は、この年度の事務局として取り上げられた内容で、来年度はまた違う内容が加味されたりしながら、交渉がされるとかいうふうになっていくというふうに受止めたらいいかどうかだけ確認をさせていただきます。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） 今回の交渉にあたりましては、運転状況の全体を見させていただいたりとか、また、用役使用量、年間使用量の全体を見てということで、広い項目で運転状況の確認をさせていただいたということでございます。ですので、今回の電気使用量の減額につきましては、令和6年度分だけではなしに、令和7年度以降にも適用されるということで、継続してその分の減額効果が発揮されるということで御理解いただきたいと申します。

○議長（河原末彦） 他にございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本件に対し、反対その他の御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第4号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（河原末彦） 起立全員であります。本件は原案のとおり可決されました。

○議長（河原末彦） 日程第10 議第5号を議題といたします。

提案理由の説明を願います。 居村事務局長。

〔居村事務局長 登壇〕

○事務局長（居村真） 只今議題となりました、議第5号 令和7年度宮津与謝環境組合一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

御説明は、令和7年度一般会計予算事項別明細書で御説明申し上げますが、議案参考資料の14ページにも、予算概要を参考添付しております。

それでは、まず、事項別明細書4ページと5ページを御覧ください。各合計欄に記載のと

おり、令和7年度一般会計予算の歳入歳出予算の総額は、それぞれ6億8,077万8千円で、前年度予算総額5億9,530万8千円に対し、8,547万円の増額となっております。

それでは、それぞれの主な内容について、御説明申し上げます。

まず、6ページの歳入から御説明を申し上げます。1款 分担金及び負担金5億8,077万5千円は、構成市町からの分担金で、組合規約に基づき、令和7年度においては、前々年度、令和5年度の各市町のごみ量実績に基づいて算定した割合としており、各市町別の分担金を、説明覧記載の内訳で計上しております。

次に、2款 使用料及び手数料1,800万円は、直接搬入ごみの処理手数料でございます。

途中省略して、次に7ページ中ほどの4款 諸収入2項 雑入8,100万2千円につきましては、これまでの実績状況を踏まえ、前年度から100万円増額して計上しております。内訳は説明欄に記載のとおり、メタンガス発電により売電する電力売払収入が5,700万円、マテリアルリサイクル推進施設からの資源化物売払収入が、2,400万円などでございます。

次に、8ページからの歳出につきまして御説明申し上げます。1款 議会費17万7千円につきましては、議員報酬を含め議会運営等にかかる所要の経費を計上いたしております。

次に、9ページ・10ページの2款 総務費につきましては、款全体として、前年度比144万3千円増の4,414万2千円を計上しております。その内訳として、1項 総務管理費・1目 一般管理費が4,395万9千円で、正副管理者報酬を始め、事務局への派遣職員に係る給与負担金、財務会計システムなど事務運営に係る経費の他、須津・石川両地区への自治振興交付金等でございます。次に、10ページでは、2目 公平委員会費が2万3千円、また、2項の監査委員費が16万円でございます。なお、総務費の主な増額要因は、令和6年の人事院勧告を受けた構成市町の職員給料表の改定に伴い、派遣職員給与負担金の増加を見込んだことが、主な要因でございます。

次に、11ページ、3款 衛生費につきましては、1目 じん芥処理費において、前年度比8,402万7千円増の6億3,325万9千円を計上いたしております。内訳といたしましては、まず、1節の報酬と8節の旅費につきましては、有識者等による運營業務モニタリング委員会の開催経費で、定例会は年2回の開催予定としております。10節の需用費の主なものとして、燃料費150万円は、施設内のホイルローダーやフォークリフトなどの重機の燃料費で、運營業業者の実働実績により組合が清算するものでございます。12節の委託料のクリーンセンター運營業務委託料6億1,498万7千円は、平成28年4月に締結しました20年間の運營業務委託契約での各年度ごとの委託料に基づくものに加え、物価変動に係る改定分を加味した金額等となっております。この契約に基づく、令和7年度分の運營業業者への委託料は、対前年度比で8,550万3千円の増となっております。この増額理由につきましては、契約時点において運転開始から5年間が経過した後の年度、運営開始の令和2年度から5年間が経過した令和7年度において、通常の定期点検整備や定期補修等の維持・補修等に加え、主要設備機器類の入れ替え更新や大型補修や改修など、多岐に渡り実施する年度と位置付けており、補修費等の全体として令和6年度と比較して約9,300万円の経

費増額により、各種の対応を図るとしているものでございます。なお、先ほどの令和6年度補正予算で御説明しました約810万円の委託料減額につきましては、この委託料についても加味したものとなっております、一定の減額効果となっております。次のダイオキシン類測定業務200万円と、その下の施設内除雪業務他の804万7千円は、いずれも組合の直接所管に係る委託業務で、施設敷地内の除雪業務の他、容器包装プラスチックごみに係る再商品化や小型家電、有害ごみなど外部搬出して処理を行う委託経費でございます。14節 工事請負費510万円は、施設に隣接します沈砂池の浚渫費用等ですが、これまで概算による予算計上をしておりましたが、昨今の建設物価等の高騰を受け、実勢による設計積算を行った金額を計上させていただいております。

次に、12ページの4款 公債費20万円につきましては、組合の各事務・事業費の支払い時に、市町の分担金等資金調達が仮に間に合わない場合の一時借入に係る利子を計上しております。

最後、5款 予備費300万円は前年度と同額を計上しております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河原末彦） これより質疑に入ります。御質疑はありますか。今井浩介さん。

○議員（今井浩介） それでは当初予算につきまして、少し確認だけさせていただきたいと思っております。まず、歳入なんですけども、先ほどもありました分担金。こちらが先ほど補正予算では減額をされた金額で出ていましたけども、これだけ8,447万も増額になったところの理由を教えてくださいなと思っております。8,447万が増額されたという分担金の入について、歳出の先ほどの9,300万円の何か修繕が絡んでくるのかなと思っておりますけども。もう1点の質問がその歳出。先ほどありました衛生費、9,300万円で何か修復だったり、修繕をしていくという計画というのは今、お聞きをしましたが、何をどうやって修繕をされるのか、どういった機械が修繕をされるのか、それにはどれくらいの予算がかかっているのか細かな資料というのが全くついていないのでさっぱり内容が分からないのですけども、そちらの方のもう少し具体的な説明をお願いが出来ればなと思っております。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） 歳入と歳出の、それぞれ御質問をいただきました。

まず、分担金の増額理由の御質問でございますが、議員の見込みのとおり、この増額理由はそのまま、この運営委託料の増額というところが影響しているということで御理解をいただきたいと思っております。

そして、歳出の方でございます。この運営委託料の増額理由ということでございます。先ほど提案理由でも説明させていただきましたとおり、5年経過して一つの区切りということで令和7年度、ここのところに大型補修をかけるという、これは20年間の契約をうつ時点で、この年度で大型補修を入れるということが、当初の契約内容からここを見込んでおったということでございます。この補修費が令和6年度比で約9,300万円増加するというこ

とでございます。そして、具体的な改修内容ということなのですが、通常の維持管理に係る更新改修のほかに、今回で言いますと運営事業者の方からは、受入供給設備系という中で、ごみクレーンバケット、これはごみを掴んだり、落としたり、搬入したりするのですが、こうした掴み取り部分に係る油圧関係機器類の取替え、また、クレーン操作制御装置に係る関係機器類の取替え、可燃性粗大ごみ処理設備に係る切断機の刃物や稼働保護製品等の取替え、また、メタンガス化設備系では破碎選別機に関わる内部ケーシングや選別スクリーン、粉碎刃などの取替え、内部設備の大部分の取替え、また、脱水装置に係る金属スクルー羽根スクリーンの取替え、脱水選別、圧縮等に係る関連機器の取替え、ガス発電機の工場持ち帰りの整備、また、焼却設備系では、噴射水加圧機器類の整備、空気圧縮機機器類整備、各種常備分析機器類の整備等、また、不燃物系のマテリアルリサイクル推進処理施設ですと、高速回転破碎機に係る破碎部分に係るハンマーや選別機器類の取替え、破碎処理工程設備全般の補強補修など、また、プラスチック容器包装圧縮梱包機に係る各種機器類の取替えなど多くの項目の整備改修を実施予定とする、実施するとお伺いしております。これらは通常の補修点検以外にこういったものをするということで、かなりの大型補修がかかるということでこの年度には修繕費が多額に掛かるという予定での当初計画で実施をされるということになっております。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（河原末彦） 今井浩介さん。

○議員（今井浩介） 今の9、300万円の内訳なのですが、言葉で言われてもなんのこっちゃさっぱり分からへんというのが正直なところなのですが。当初どおりの予定、令和7年度で改修をしていこうという計画というのは計画として持っておられたら良いと思いますし、刃こぼれとかそういう見目で分かるような修繕というのは都度改修をしなければならぬものだと思います。このクリーンセンター自体も稼働を止められては大変なことになるので、やはり稼働はしてもらわないといけないと思うのですが、令和7年度に交換しようとかそういった計画の中で、本当はもっと使えるのではないかとそういったところは保守点検をされて、もうこれは交換しないと令和7年度中に壊れるから、だから当初予算として予算をあげて改修をしようという考え方なのか、そもそも令和7年度で予定をしているから予算を付けて全部動くけど改修をしようという考え方なのか。そのあたりはどういうふうに事務局としては考えられてこの予算を出されているのでしょうか。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） この予算につきましては、大元、何度も説明させていただいていますが平成28年4月の契約ですね、その時点で20年間総額110億に迫る金額、経費金額を契約をさせていただいております。その内訳という中で、令和7年度という中で一定のこういった修繕費を掛けて、大型修繕をかけるというような形になってございます。先ほど縷々申し上げました修繕項目につきましては、これまでの経過を踏まえて当初計画のとおりを実施する項目もございましょうし、また、この契約自体はDBOということで運営の方で柔軟に対応するというので、これまでにその他の項目で早く補修をしなければならないと

ということがあったら、そこはずっと対応していただいているというところの部分もございません。特に、例えば、メタンガスとか発電の絡みになりますと、夏場の高温対策ということで、当初全然想定していなかった補修工事の方も対応していただいているとか、そういったこともございますし、今回この部分も入っているということで、当初の計画どおりということではなしに、その運営状況を見ながら、この時点で大型補修として、おおよそこういったものがあるだろうという想定はしておるのですが、そこは柔軟に、実際、これは前倒しをしなければならない、場合によっては遅らす部分もあるのでしょうかともそういったものもある。また、追加でやらないあかんというところもあると思います。ただ、総枠としては、これは決まっているというところの中で、仮に経費が掛かったとしても私どもはこの中だけのお支払いで済むというような形態になってございます。また、この20年間の長期の契約ということになりますので、定期の修繕というところは運営事業者としては早めに準備ができるというところのメリットもございましょうし、様々そういったところも踏まえまして、基本的な金額というのは当初の契約金額に基づいて、この年度はちょっと伸びるという年度にあっているということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（河原末彦） 他に御質疑ございますか。坂根栄六さん。

○議員（坂根栄六） すいません2点契約の関係でちょっと教えてほしいのですが、まず1点目は除雪の業務なのですが、これは通常の運営の契約の中に入れてなかったというか、別立てで計上今されているのですが、本来というか契約の中に除雪というのは組み込まれて入れているものではなかったのかというのが1点と、沈砂池の工事費ですよ、こちらの方は災害のある年ない年で除去する費用が掛かったりするとは思いますが、通常そういう災害とかがない時でもこれだけの維持管理費がかかるものなのかどうか。そのあたりをちょっと確認したいと思います。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） 除雪が別立てになっているということでございます。この部分につきましては、運営事業者は、そこは実施しないということで別立てで契約をせざるを得ないというところがございます。その分も今のところも場合によっては運営事業者さんでやってくれんかということで投げかけもしているのですが、そのところは別立てで組合が契約なりして実施してほしいという形になっておりますので、別という形になっておりますので御理解をいただきたいと思います。

それから沈砂池の予算でございます。これにつきましては、仮に沈砂池が一定満杯になったら浚渫をしなければならないという経費を毎年上げさせていただいています。ですので、これが令和元年に施設ができたのですが、それ以降ちょっとずつ砂が溜まってきておることです。現在大体沈砂池の容量の半分くらい溜まってきているかなと思います。この間、令和6年も令和5年も8月ぐらいにちょっと強い雨があってかなり溜まったという部分もあるのですが、今のところ容量としては半分くらいまだあるということでございます。ただ、夏場なりの豪雨とかで一気に上流部の崩壊があって、流れ込みがあったら一杯になると。

一杯になったら私どもの下流部の方に田んぼ畑が、須津地区さんのあれがありますので、そういった水路や田んぼに影響がないように、そういった沈砂池が一杯になる恐れがある場合には浚渫を実施する必要があります。その時の経費を見込んでおるといことですので、維持管理経費というよりも沈砂池を浚渫しなければならない場合の経費ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（河原末彦） 坂根栄六さん。

○議員（坂根栄六） 沈砂池の件は浚渫をしたときに必要になる経費ということなので、使わないということであれば、これは執行残で残ってくるという解釈で良かったですかね。

あと、除雪の関係なのですが、通常施設を運営管理しようと思えば、除雪をするというのは普通、管理者というか、管理する業者にしたら当たり前前に除雪する話だと思うのですが、それを別立てで委託料を払って除雪をしてもらわなくてはいけないとかいうのはそもそも考え方自体がおかしくはないですか。通常収集車とかが入ってきて処理をするようなところの通路とかの除雪というのは、いわゆる運営管理者の方が業務の範囲内で除雪をするというのが普通そういうものではないのですか。年によっては、積雪したりしなかったりする場合もあると思うのですが、それも含めての運営管理費を通常払うべきではないですか。どっちが得なのかは分かりませんが。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） お問い合わせありました。契約の中には除雪の項目はあります。ただ契約は別と。運営事業者としては、そこはお任せして実施した部分を精算という形でお支払いするというので、本来の運営業務の委託契約とは、全体の契約の中では運営としてするという形にはなっているのですが、別立てになっていて、そこは運営事業者としては地域の事業者の方に頼んで除雪を行っていただくと。そして、その部分を精算するというような形になっておりますので、運営委託料の中の話で別立てというのが当初からのやり方というふうになってございます。御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（河原末彦） 坂根栄六さん。

○議員（坂根栄六） ということは全く雪が降らなかったという年は、この除雪費はないということで良いですね。掛からないと。ここには計上しているけども、雪が積もらなかったら、そもそも除雪がないので、この部分の費用も使わないという認識で良かったですよ。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） 雪がない場合は、ということでございます。除雪がなくても重機確保というか、市町でも重機を確保するだけで経費が掛かろうと思いますけどもその部分は最低限掛かると。ただ、実施費用の部分は除雪の回数によりますので、0なら0という形となりますのでそういう整理になってございます。よろしくようお願いいたします。

○議長（河原末彦） 他に御質疑はありませんか。松本隆さん。

○議員（松本隆） 歳入の算定で、諸収入のうち雑入の関係で、8,100万2千円ということで対前年度100万円の増となっておりますけども、その中で電力売払収入の関係では

令和6年度が5,800万円。この収入が見込まれる中で、5,700万円ということで100万円ちょっと減となっています。これを見る限りでは今後において電力売払収入が減っていくと見込まれているものなのかどうか。この辺りを聞かせてください。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） 電力売払収入に関しまして御質問をいただきました。電力収入につきましては、いわゆるメタンガス発電のもととなる収集可燃ごみ。この量が圏域人口の減少を受けていわゆる収集可燃ごみ量がずっと減ってきております。収集可燃ごみ量が減りますと、投入しますメタンガスの発生の方が減ってくると。結果として発電量が減ると。いうような傾向となつてございます。ちなみに収集可燃ごみ量ですが、令和4年から令和5年にかけてですと97.52%ということで2.5%ほど減っております。収集可燃ごみ量が。圏域人口もこの期間で言ったら2.4%ほど人口も減っているということの中で、発電の部分の令和4年、5年の比較ですと1.6%ほど減っていると。やはり人口が減る。可燃ごみが減る。どうしても発電量の方にも影響があるという傾向でございます。そういった傾向を踏まえる中で、令和6年度までは5,800万という目標数値を立てておったのですが、かなり厳しいというところがありまして、5,700という目標数値を立てさせていただいているということでございます。大体そういった形で1%、2%ほど影響があるということでございます。できるだけ発電効率を高めて、なんとか維持というか、向上というのはなかなか厳しいと思いますが、そういった下がる部分を抑えていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（河原末彦） 他に御質疑はありませんか。山根朝子さん。

○議員（山根朝子） 令和5年度からペットボトルの水平リサイクルが始まりましたけれども、令和7年度の予算編成にあたって、この事業を進めていた事務局の方で考慮した点とか、配慮した点とかそういうのがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） ペットボトルの水平リサイクルにつきましては令和5年度から実施をさせていただきました。これにつきましては、ボトル to ボトルということで、ペットボトルからまたペットボトルを作るという技術を持っているところでございますので、理論的には永久的にグルグルとリサイクルの輪が回るというような形になってございます。そちらの部分につきましては対象事業者の方に令和5年度から搬出をさせていただいております。1kg当り22円の有償ということで引き取っていただいております。これにつきましては、令和5年度から変わらず令和7年度もその形で引き取っていただいているということでございます。また、ペットボトル、当該事業者のところでございますが、リサイクル技術がちょっと高くございまして、通常ですと、これまでですとラベルとか剥がしていただかなくてはいかんということもあるのですが、多少ついても大丈夫だよということで対応していただいたりとか、キャップの部分でも本来外していただかないと梱包が難しいのですが、多少そういったものでも包含できるよというような形で、運営

事業者から搬出する部分においても柔軟に対応できるということでのメリットもあるのかなというふうに思っております。ですので、ペットボトルにつきましても、いろいろ缶飲料類がペットボトルに移行していつているということがある中で、今後も引き続きそちらの方にペットボトルをお出しして、リサイクルを続けていきたいというふうに事務局としては考えておるところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（河原末彦） 他に御質疑はありませんか。宇都宮綾さん。

○議員（宇都宮綾） 歳入の方でちょっと伺いたいと思います。使用料及び手数料のところなのですが、直接搬入のごみの処理手数料ということで増減はないのですがその辺の考え方をお願いしたいと思います。いろんなものが物価高騰する中で、その辺どのような考えで増減がないのか。

それと先ほど松本議員の方から、電力売払収入のことが出ておりましたけども、人口減少の方で厳しいということで伺ってきたのですが、例えばですね、直接搬入のごみの部分ですね。収集可燃ごみというものがおそらくこの中に含まれてくるだろうと思うのですが、その辺として電力売払収入というところに人口は減りますけども、その辺の事業系のごみというのがこういったところで反映すれば、もうちょっと収入が上がるのじゃないかと考えるのですが、そのあたりの考えをお伺いしたいと思います。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） まず、ごみ処理手数料でございます。令和6年度と7年度、同等の1,800万円を見込んでございます。この部分につきましては、大体同等程度入ってくるのかなというふうに思っております。この手数料の在り方というのは、事務局としては検討が必要だというふうに思っております。ごみが増えるかどうかはなかなか見込めないのですが、ここのずっと経過を見ておりますとほぼ1,800万円前後というところを推移しておりますので、こういった予算の方を組ませていただいたところでございます。

次に、事業系一般廃棄物の関係でございます。現在直接搬入されるごみ、基本的には御家庭からの一時多量のごみとか引っ越しごみとかそういったものの家庭系と、事業系一般廃棄物ということでおおよそ区分されると思います。という中で、事業系一般廃棄物として搬入されるもののおおよその区分としましては、一般廃棄物許可業者が収集搬入してくる可燃ごみが一番多くあります。次いで、事業系でいいますとシルバー人材センターさんが様々請け負っておられる草刈り業務における除草、草ですね。それから、枝の剪定に係る枝木類。こういったものが入ってくるのが、次に多いというような状況でございます。あと、搬入量はごく少数ということなのですが、事業所自らが直接搬入する可燃ごみというのもございます。この内、許可業者が搬入するごみについては、主に福祉施設系から排出される可燃ごみでございまして、持ち込まれるものとしましては、できるだけ焼却処理が必要な廃棄物が多い。感染性の恐れがあるという部分のごみが多いということもございまして、可燃ごみということであっても直接焼却をさせていただいております。また、許可業者が持ってきますごみの中で小売事業者分というところもございます。これらにつきましては、様々な客層か

ら排出されるごみなどについて、小売事業者で一定の分別区分を行っていただいておりますが、搬入される際にはメタン発酵の方に持っていく処理に適するごみが少ないということなどから直接焼却を行っているのが現状でございます。次に、草木類の内、草の関係でございますが、一部メタン処理の方に投入はさせていただいておりますが大部分につきましては焼却処理主体となっております。なお、継続して生ごみのみを直接搬入される事業所分についてはいわゆる収集可燃ごみと同様にメタン処理ごみとして取り扱っているということで、できる限り直接搬入される事業系の可燃ごみであってもできる分はメタンの方に持っていくようにということで運用上しておるということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（河原末彦） 他に御質疑ありませんか。野村生八さん。

○議員（野村生八） まず、この予算書を見ていても提案説明を聞いていても、住民と一緒にリサイクル、減量化に取り組むものがないなというふうに受止めています。前にも取上げましたが、やはりこういう、基本的には自治体ということだったと思いますけども、やっぱりこういう住民自身がリサイクルに取り組む上で、直接ごみに触れておられる部署がそれに取り組むことが一番効果が高いといいますかね、いろんな取り組みに発展するということが他の所を見てもやはりあって、他の所ではそういうところを力を入れておられる所もあるわけですが、当組合ではそういうことはほとんど見られない。持込まれたごみをリサイクル資源化ということは、先ほどからあるようにしっかりやっておられるのですが、住民と一緒にそもそも持ち込まれるものを減らしていただくか、リサイクルを進めていくということを組合として自治体と一緒にやるということがこの予算を見ても見られないと思うのですが、この点について本来そういったことが最初はなかったのかもしれませんが、やはり今後そういったことをこの組合でもすべきだというふうに私は、前も言いましたように思っているのですが、この点についてまず1点お聞きします。

それから2点目はですね、先ほど今井議員から聞かれました内容に続いてですが、5年ごとの額が決まっていると。運営委託費の5年ごとの増額が、その内容が、額が決まっているということで説明があったと思うのですが、あらかじめそのことにこういうものを改善する、先ほど説明されたものは最初の段階からこういうことするということが決まっていたのか、5年間運営した中でこの内容をするということが提示をされてきたのか、そういうことに対して、いわば聞いていると、こちらからそれが必要かどうかというふうなことがあまりものを言われている雰囲気がないと思うのですが、先ほど全体の見直し、補正であった見直しではモニタリング委員会と相談しながらということがありましたが、モニタリング委員会がこういうことに対して、何か運営事業を見ながらものを言っていくということが、そもそもできる内容になっているのかできないようになっているのか、その辺もお聞きしたいと思います。

それから、先ほどの宇都宮議員が発言された事業系ごみに関わってですね、全体としてはメタンガス化に入れる部分が少ないような受止めをしたのですが、特に生ごみがはっきり生

ごみとして繰返しの部分は入れているがということですが、他の所はなかなかそれに適しないというふうな形で直接焼却というふうな答弁だったと思うのですが、先ほどと同じ意味で言えば、そういう状況の中でできるだけメタンガス施設に入れられるように今持ち込まれているものを仕分けしていただくということ要請しながら、効果的な運営に努めていくという取組みがされているのか。持込まれているものは、そのまま内容を見てどちらにするか、放り込むか、メタンに行くのかということをしているだけなのか、その辺についてもお聞きしたいと思います。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） 大きく3点御質問いただきました。1点目のごみ減量等における住民啓発の関係ということでございます。まず、私どもの基本的な業務ということは、宮津与謝クリーンセンターの施設の運営の管理ということが大前提でございます。ただ、その辺の分別の徹底とか、その辺の啓発ということの部分につきましては、環境組合のホームページなり、また、市町へのこういった形を取り組んでほしいという形の要請もさせていただいております。また、この施設を生かした住民啓発というのは、一番大事なのは施設見学だというふうに思っております。各圏域内の小学生の皆さん、必ず4年生になったらお見えいただけますし、あと社協さんとか様々な婦人会さんとか施設見学に来ていただいておりますし、来ていただいて選別状況を見ていただいたら、こういったものをしなければならないという形ですごく御理解をいただいているということで、この施設見学というのはかなりそこを主体にやっていきたいというふうに思いますし、今後もその拡大ということの中で取組んでいきたいというふうに思っております。仮に、土日でお休みですと選別作業等はないのですが、それであっても一定施設の方に見学に行きたいというようなお話があったら要調整ということも考えたいと思っております。また、昨日私どもの施設の研修室の場所をお貸ししまして、宮津市が主催となります食品ロスセミナーを、私どものクリーンセンターの研修室で実施していただきました。通常ですとどちらかの会議室でされるというところを会場の方で実施されることによって、まず事前に施設見学を、こちらの施設の説明、施設見学をされてそのち戻ってその研修室で本来の食品ロスに係るセミナーを実施いただいたと。こういった形の御利用というところもありまして、今後もこういった形での施設の場所を利用したそういった研修の方を各市町さんで開催していただいて、施設見学を兼ねてできるだけこう見ていただくというような工夫も今後していきたいというふうに思っております。

次に修繕内容の関係でございます。今井議員さんの方にお答えしましたように、当初の令和7年度ということで契約金額は決まっておりますし、その中で修繕費もこれだけということで当初から決まっておるということでございますが、ただ実際運営事業者からしますと、運転をしていく中でそこは実態よりも基本的には修繕というのは前倒しでやっていくということが多いというふうでございますし、また、新たな修繕項目も出てきて対応せざるを得ないというところがあるかと思えます。ですので、決まった当初の計画どおりに今回実施したというよりも、この間令和2年から竣工しましてここまで運営する中で、特に令和6年度

までのずっとやっていく中で、こういったこの部分で大型修繕が必要であったと、改修が必要だったというところを事業者が判定して、今回こういった項目をやっていきたいということで申しておりますし、実際令和7年度はその部分を実施しながら、その中でさらにその年度において新たに修繕対応が必要な項目があったらそこも当然対応していただくということがありますので、その内容については柔軟に対応していただいているということで御理解をいただきたいと思います。ただ、修繕内容についてはモニタリング委員会に諮ってというようなお話もありましたが、モニタリング委員会につきましてはクリーンセンターの運営状況がどうだということの総合的な検証点検というような形になりますので、事前に修繕項目がというような御指摘をいただく部分ではないので、その部分は併せて御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、3点目事業系ごみの関係でお問い合わせがございました。まず、1市2町の事業系の皆さんが考えられる生ごみ系のごみにつきましては、基本的に各市町とも一般の収集可燃ごみの方で出されて、それを収集するケースがほとんどだと思っております。例えば、与謝野町さん、伊根町さんでも一般廃棄物の許可業者がいらっしゃいませんので、そういった生ごみ類というのは通常の収集可燃ごみの方に事業者さんは出されるということですので、事業系の生ごみは通常の収集可燃ごみの中にその部分が織り込まれているということですし、宮津市においても許可業者はいるのですけども、やはり一般事業所についてもそういう可燃ごみについては収集のところに置かれて、生ごみ系は大体その形で収集するのがほとんどでございます。ですので、事業系の一般廃棄物として直接搬入されるごみの性状といいますのが、先ほど宇都宮議員さんに申し上げますとおり、いわゆる福祉施設系のやはり直接そういった形でやらなければならないというところの部分の、内容物も厨芥物ではなしに、例えばおむつとかそういった関連の部分があるということなので、焼却が必要だということとかそういった内容としてメタン系に適さないというか、そこに入れても無駄というか、影響がない部分がありますので、そういったものは内容物というかおおよその性状を確認しながら、関係ないものであったらやはりすぐに焼却が必要でありますし、ごく稀に継続的に厨芥類を持ち込まれる事業者についてはメタンの方にも活用もしております。こちらとしても運営事業者の方に、施設の安定運転ともう1つの柱として、2本柱の1つとしてメタンガス発電だ。このところをしっかりとやっていこうということで、常に申し上げておりますので、できるだけメタンガス発電に関係するごみは、そちらのほうに投入するよう努力をしているということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（河原末彦） 野村生八さん。

○議員（野村生八） まず、リサイクルの現状についてですが、先ほどの答弁は前回いただいた答弁とほぼ同じ内容かなというふうに受止めています。そういう点ではさらに踏込んでですね、できることがあるのではないかと。組合として果たすべき役割があるのではないかと私自身は考えておまして、先ほど答弁いただいた内容はまさにそのとおりに努力をいただきたい。宮津市の新しい取組みですかね、そしてここを活かしてやられているという

ふうなことを受けて、さらに各自治体にもそういうリサイクル減量に取り組むいろんな取組みがありますのでね、そういうところとも連携しながら、また組合独自でもそういう所に呼び掛けてこういうことが出来ないかなというね、ここだから、見えるごみを直接処理しているから見えるところから発信するということに、一直線にポンというわけには行きませんが、その目線がないとそこには行かないので、ぜひ目線をもって日々努力いただきたいと思っているのですが、その点についてもうちょっと聞きたいと思います。

それから、委託費の5年ごとの件ですが、予定していたものが早く改修になろうと、それはその時点で委託業者の費用でやられているというふうに受止めたらいいわけですね。いわば先ほどの補正で聞かせていただいた内容も含めて、修繕に関しては予算的には確定していても変更はないというふうに受止めたらいいということなのかその辺を確認したいのと。

それから、モニタリング委員会について先ほど答弁がありました、モニタリング委員会がこの施設の運営状況をしっかり点検していただくと、確認していただくというのは非常に大事な役割、2回のダイオキシン基準値超えたという件も受けてですね、非常に大事な役割だと思いますが、その役割を果たす上でどのような施設が運営状況にあるとか、つまりこのものはこのまま使っても大丈夫なのかと、そういう施設の状況が把握できないとモニタリング委員会が、安全な運転ができるという確認ができないとないかと思うのです。今のモニタリング委員会が片方からいえばそういうことが出来ない体制人材配置等ということであれば、する必要がないということで見合った人材配置ということであれば、私はモニタリング委員会の必要性から見直して人材配置も見直していただくことが必要ではないかなと。一方で今のモニタリング委員会がそういう内容も含めて、見れる内容であれば実際修繕するかどうかということは、つまり業者がということもありますが、委員会としての見識をまとめてそれを伝えていくと、それで確認していくということについては直ちにさせていただくことが、一番当初に言われました安全運転については必要ではないかと思えるのですが、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

それから、最後に事業系一般ごみについてですが、つまり生ごみについてはほとんど入っていないで、ちょっとは入っているけどもそれはメタン発酵の方に回しているというふうに受止めたらいいのか。生ごみはほとんど一般の収集込みで入れられているので、ほとんどないと。先ほど言いました、リサイクルの時に言いました、ここで働いているから、直接見られているからこそいろんな想いがあって、いろんな意見があるという点でいえば、そういう今処理している方々からそういう問題についての何か発信があるとかね、生ごみがどういうふうに入っているということについての意見があるとか、いろんなそういうここで直接ごみ処理していただいている方からの意見も聞かれていると思うのですが、それに基づいた事業系一般廃棄物の在り方をもっとこうすべきだというふうなことについても考えながら、取り組まれているのかどうかという点について再度お聞きしたい。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） 4点いただきました。1点目のリサイクルに係るものでござ

います。先ほどの宮津市の例もありましたが、これにつきましては担当部課長会でも関係市町、与謝野町さん、伊根町さんの方にも施設を活用しながらというところの中で、どうぞ使ってください、私どもも御協力しますよということでございます。例えば、与謝野町さんというと昨年に環境セミナーがあって、講師の先生が日曜日にその公園であれがあって、その前日に施設見学に来ていただいて、私どもも施設見学の御説明なり御対応をさせていただいたということで、各市町の環境施策の取り組みとこれまでからも連携いたしますし、これから連携いたしますし、ここの施設の場所も使ってくださいとお願いをしておりますので、そういった連携の部分を深めていきたいというふうに思っております。

次に2点目の修繕費の関係です。これは契約上の部分で確定したものであるということで、御理解をいただきたいと思っております。

それから、モニタリング委員会でございますが、施設の損耗とかそういう状況というところの部分につきましては、やはり運営委託の方にタクマの方に委託をしておりますし、そこを日々管理をしておるのはタクマでございますので、そこは把握するというのが第一義だと思っております。また、それとはまた別に3年ごとに精密機能検査というのを、別途そういった形で施設の方がしっかり運転できているかということを総合的に評価する部分を、3年に1度の形で別の委託業者の方に点検をしていただいて、その結果状況はモニタリング委員会の方に上程して、そこでこれまでの運転管理とか今後の見通しというところも協議していただくという形になりますので、モニタリング委員会というのはそういった形で直接施設を点検して回って、ここの修繕は何か、というような形の形態ではないということは御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、最後に事業系一般ごみでございます。基本的に先ほど申しましたように事業系のいわゆる可燃ごみ厨芥類系につきましては、一般収集ごみで回収してくるというのがほとんどでございます。ですので、直接搬入されるケースがほとんどない。その中で、できる部分はメタンの方に持っていかせていただいておりますし、持込みの可燃ごみイコール厨芥類ではございませんので、そういったその他のごみというところもございまして、そういったごみは、わざとメタン発酵の方には入れる必要はございませんし、無駄な処理という形になりますので、そういったものはすぐに焼却の方に向けるのが通常の運転だという形の部分でございます。

また、ごみの性状の部分につきましては、従業員さんから時折情報収集をしておりますし、メタン発酵に持っていける分については持っていくように、その部分は情報収集はしておりますということで御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（河原末彦） 野村生八さん。

○議員（野村生八） 1点だけ。モニタリング委員会についてですが、日常保守点検含めて運営状況は業者が責任を持ってということは、それは当然のことです。しかし、それだけでは事故が起こったわけですね。今後も起こる可能性があるわけですね。委託業者にそれを任せていたら起こる可能性があるわけで、それを少しでも減らす、絶対あってはならないこと

をなくしていく、そういう体制をどう作るかということが片方で大事だと思うのですね。その上で、当組合であればモニタリング委員会が果たすべき役割は非常に大きいものがあるだろうというふうに思っています。先ほど、モニタリング委員会が直接そこを見てということではなくて、3年ごとの点検を他の業者に委託してその内容をモニタリング委員会が精査されているというふうにありました。それは正にモニタリング委員会が、施設のいろんな問題をモニタリング委員会が、しっかりと大丈夫かどうか確認しながら運営されているというふうに言えるのだというふうに思うのですね。モニタリング委員会は修繕関係、施設の痛み状況とかそういうことはモニタリング委員会の守備範囲ではないというような答弁が先ほどありました。まさにそういう形でモニタリング委員会は他の業者が3年ごとの点検をされた内容を把握されているのであれば、していることだと思います。だから、モニタリング委員会はそういう役割を担っていただく必要があるというふうに思うのですね。その上で、今のモニタリング委員会の内容で、そのために足りないものがあればさらに追加していただいて、より安全な運営になるように努力していただく必要があると私自身は思っていますが、最後にそのことだけ確認して終わりたいと思います。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） 再度モニタリング委員会に関して御質問をいただきました。モニタリング委員会につきましては、宮津与謝クリーンセンターの運営委託業者の業務遂行状況を監視評価して、施設の適正かつ安定効率的な運営管理を確保するために設置をさせていただいております。また、監視評価の内容につきましては、中立公正の立場からか運営事業者の施設運転管理、運営状況等について監視評価して、組合や運営事業者に対して指導助言をお願いするということが1点。また、組合と事業者で行う運営委託料改定協議の内容について評価等をいただくという、この大きく2点の部分についてお願いしているというところがございます。

野村議員おっしゃられます、ダイオキシン事象がありました。これは二度と発生してはいけないということなのですが、ここの部分の常に点検監視というのは私ども事務局の方が負っておるというふうに考えております。やはり日々の運転状況の報告なり、またごみピットなり、その他の施設運営の生の状況というのを常にこちらとしても監視をしておりますし、その辺が違和感というか、こちらとして疑義点があったらその都度運営事業者の方と協議をしておるということでございます。そういった部分で日々私どもの事務局の方がそういった運営事業者との、運営事業者に対して既に指導しているというところをしていく中でこの辺の改善を常に図っておるということでございますので、そういった大きな事象が起こらない事前の対応策というのは事務局が負っているということで御理解をいただきたいですし、私どもはそういった二度と事象が起きないように、運営事業者について常に危機意識を持って対応していただくように、常に口酸っぱく指導をしておるということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（河原末彦） 他に御質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本件に対し、反対その他の御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河原末彦） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第5号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（河原末彦） 起立全員であります。本件は原案のとおり可決されました。

○議長（河原末彦） 日程第11 一般質問であります。一般質問の通告がありませんでした。

○議長（河原末彦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、令和7年第1回（2月）宮津与謝環境組合議会定例会を閉会いたします。御苦勞様でした。

（午後3時13分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宮津与謝環境組合議会議長

河原末彦

会議録署名議員

今井浩介

同 上

山根朝子